

【提案4】 課題の大きい外来動物への組織的な対策

背景 外来生物対策は全国的な課題に対しては国も行うが、地域的な外来生物対策のプランの策定や実行は、実質的には国の認定を受け都道府県等が行わなければならない。外来生物対策の実行にあたっては、ペットや感染症、捕獲個体の処理に関する事など、様々な分野の関与が想定されることから、関係課室の組織的な連携が図られていなければ、円滑な事業の推進は期待できない。

目的 外来生物対策を効果的に行うには、侵入の防止や捕獲、その他付随する対応を、科学的な調査結果に基づき、計画的・組織的に行う必要がある。

外来生物の捕獲事業を効果的かつ円滑に推進することを目的とし「課題の大きい外来動物への組織的対応体制の確立」を提案する。

1. 侵入の防止

- 特定外来生物（国指定）の施策とあわせた効果的な対応を行う。
- 今後移入する可能性がある捕獲事業対象種や移入していない地域の監視の強化を行い、移入が確認された場合の迅速な捕獲を実施する。
- ペットショップ、ネット販売等の実態調査・指導を強化する。

2. 野生化したものへの対応

○方針の決定

根絶を目的にするのか、被害の軽減を図るために捕獲するのかで、必要な対策は異なってくる。目的を明確にして、相応の対策を取ることが必要である。

○種や地域の指定と対策の実施

- ・【提案2】で示した種指定や、提案3で示した地域指定を行い、捕獲や防除の対策を実施する。
- ・種ごと、地域ごとに、適切な対策の方針や計画を立てる必要がある。
- ・種ごとの対策案については、6章以降の各論で一部言及する。

3. 捕獲や捕獲の実施について考慮すべきこと

○侵略的な外来動物に対しては、公共事業として組織的に捕獲を行うべきである

- ・繁殖が続く限り、県民の負担も、捕殺しなければならない個体数も増加してゆくの
でこのような侵略的外来動物は、可能な限り早急に根絶すべきである。
- ・捕獲は、科学的な調査に基づき、計画的・組織的に実施する必要がある。

○事前に捕獲個体の処理方法を明確にしておく

捕獲だけではなく、殺処分、死体の処理に費用や労力がかかることを十分認識し、そのための体制を整備しなければならない。

特に、捕獲・殺処分・死体処理を行う方法と主体、費用分担などを明確に定めておく必要がある。

・捕獲した外来動物は殺処分を原則とするべきである。

終身飼育は、県民や地域の負担が大きすぎる。また、再放獣は捕獲の意味をなくすので法律でも禁止されている。

特に、捕獲個体の保管については、長期間にわたる保管は動物が受ける苦痛や新型ウイルス発生の危険性*、保管費用のことを考慮すれば、できるだけ速やかに殺処分することを検討すべきである。

(*最近の新型ウイルスは、従来接触することのない動物種が接触したことにより発生している例が少なくない。)

○捕獲を行う主体を明確にする

県あるいは市町の事業として捕獲するのか、県民に捕獲を奨励し自主的な捕獲に依存するのか、あるいはその両方なのかを明確にし、それぞれの実施方針を決めておく必要がある。

○殺処分を行う主体を明確にする

- ・県、市町等の事業として行う場合は、その事業主体が責任を持って殺処分を行う（あるいは依頼する）。
- ・捕獲奨励種として、県民のボランティアな参画によって捕獲などを推進する場合も殺処分を行う体制を明確にする（行政で殺処分を行う体制を作る、あるいは協力者に処分までお願いする、など）。
- ・特に、個人で処分するのが困難な対象に関しては、行政で処分を行う体制も検討する必要がある。
- ・殺処分は関連法令に照らし合わせて適切に行う。

○死体の処理について

- ・死体の処理についても、主体や処理方法を明確にしていく必要がある。
- ・事業の実施者で、埋設や焼却あるいは資源としての有効活用などの処理をする必要がある。
- ・移動コストや衛生上の課題から一カ所で集中的に処理するよりも、地域ごとに分散

して対応する体制を作ることが望ましい。

- ・動物は、他の動物や菌類に捕食されたり分解されたりして、生態系の循環に取り込まれるのが本来の姿であることも考慮した対応をしていくべきである。{ただし、外来生物の死体（あるいは死体に含まれる病原体など）が、生態系や人間活動に影響を及ぼすおそれがあるときは注意が必要である。
- ・埋設や焼却にあたっては有害捕獲個体や一般の廃棄物と同様に扱うことが可能であるが、適切にそれが実施できるように処理をする場所や施設、費用分担などについて関係者間の調整が必要である。
- ・実質的には、一般廃棄物処理を行政サービスとして行っているのは、市町単位であるので、その単位で既存のシステムの中で処理していくのが望ましい。

○捕獲個体の有効活用について

- ・本来、野生動物は人間にとって重要な生物資源であることを考えれば、やむを得ず殺処分せざるを得ない個体も、有効に活用することを検討すべきである。
- ・活用に関しては、現在は、食肉の扱いや化製に関する制度が、野生動物については整っていない。
- ・今後、外来動物のみならず野生動物の有効活用が必要なケースが増えている事を考慮すれば、活用のための制度や方法論を早急に整備する必要がある。

〈その他〉

- ・狂犬病などの感染症の危険がある動物種が、人を傷つけた場合には、現行法や現行体制に従い、一定期間の観察などが必要となる（生活衛生課発行の狂犬病発生時の対応マニュアルなどを参照）。
- ・捕獲個体については感染症の監視や繁殖状況などの調査のために、必要に応じて検査や分析を行う体制を整えるべきである。

4. 餌付けの禁止や傷病鳥獣保護の取り扱いの適正化

○餌付けの禁止

・背景

外来動物のペット化に加えて、野生動物をペットや家畜と同様に扱う傾向が、野生化した外来動物への餌付けによる、生活・健康被害などの問題を引き起こしている。（例えば、カワラバトなど。外来種に限らず、餌付けサルの猿害や六甲山の餌付けイノシシによる被害問題など、餌付けが人と野生動物の関係に悪影響を及ぼす例が多い。）

・内容

野生化した外来動物（本来は外来動物に限らず）の増殖や人慣れ、危険な接触など

を防ぐため、娯楽や愛玩目的の餌付け等は禁止すべきである（ただし、捕獲のためなど必要性がある場合を除く）。

○傷病鳥獣保護制度の取り扱いの適正化(外来動物は傷病鳥獣保護の制度から除外する)

傷病鳥獣保護制度では、課題となる外来動物や捕獲事業の対象種に対しては傷病鳥獣保護制度の適用をしないなど運用の適正化を図る必要がある。

(外来種にかかわらず現在の傷病鳥獣保護制度では、有害捕獲などの対象になっている種を治療して放逐するなど、他の施策との矛盾が生じている場合も多い。)

5. 県民に捕獲奨励のために図るべき便宜

○県、市町が行う支援範囲の明確化

県民に捕獲や防除を奨励する場合は、対象種や対象地域、奨励の目的、奨励のために県や市町が行う支援の範囲を明確にして奨励する。

○支援の内容

課題の深刻さ、対象外来生物の特性に応じて、以下のような支援を適切に組み合わせて行う。

- ・捕獲した場合の奨励金、買い取り
- ・防除手法や捕獲手法の確立（危険動物の取り扱いに際しての注意事項など捕獲者の安全確保にも配慮する必要がある）
- ・手法の普及、捕獲者の技術の習得や維持のための支援（講習会や手引き書など）
- ・わななど捕獲器具の貸し出し、防除用品の貸し出し
- ・捕獲・伐採したものの引き取りと処分
- ・社会的な理解と地域的な協力体制の確立

個々の種ごとのより具体的な対策は6章以降に示す。

6. 近隣府県との連携

近隣府県との間の移入や移出が考えられるため、近隣府県の生息状況や対策を考慮して、適切に連携のとれた対策が実施できるように調整する必要がある。

7. アダプティブ・マネージメントの実施

○アダプティブ・マネージメントとは

予測が困難な自然界では、様々な施策の実施と平行してその効果を検証するためのモニタリング調査を実施し、不具合が認められた場合には随時施策の内容に見直しをかけることで、より効果的な施策を実施することが可能となる。このように予測不可

能性を考慮し、計画の修正を前提とした管理をアダプティブ・マネージメント（適応的管理または順応的管理）と呼ぶ（図4-1参照）。

○外来動物対策におけるアダプティブ・マネージメントの必要性

野生化した外来動物の個体数の変化やこれに伴う被害の発生は、気象条件の変化や植物の豊凶など予測が困難な要因に左右される。また、特定の地域に生息するこれら外来動物の生息状況や個体数変動なども、現時点では十分に把握できておらず、科学的知見に乏しいことが、予測をより困難なものとしている。以上から外来動物の捕獲対策の実施にあたっては、アダプティブ・マネージメントの実施が必要である。

○アダプティブ・マネージメントと県民との合意形成

アダプティブ・マネージメントは、多くの住民の利害に関係する計画変更を繰り返し行い、そのたびに合意形成を行う必要がある。事前の綿密な調査研究のもとに計画策定と合意形成を行い、施策を実行する。さらに施策実施の過程と並行して必要なモニタリング調査を続け、効果を検証し、その過程の反省から計画を見直す。そしてまた、合意形成→施策実施→効果検証→計画見直しの過程を繰り返すことが求められる。

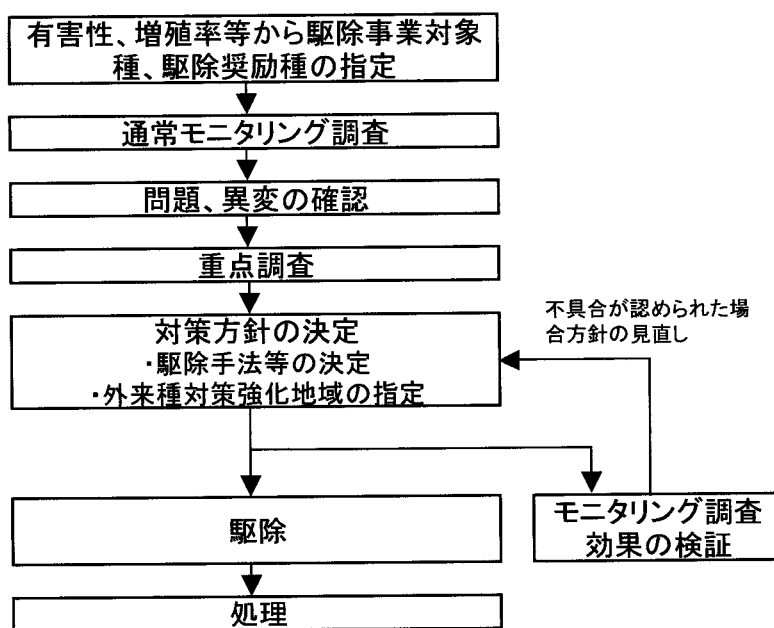


図4-1 アダプティブ・マネージメントの流れ